平成２１年（フ）第６６号
福岡県京都郡苅田町大字稲光671番地町営住宅31号
債務者　松蔭レイ子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
福岡県行橋市大字馬場54番地プレステージ馬場103号
債務者　丸山恵美子（旧姓立藤）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７０号
福岡県京都郡苅田町磯浜町２丁目10番地８レジデンス苅田302号
債務者　内山　雄仁
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
福岡県京都郡苅田町富久町２丁目19番地10
債務者　緒方　由成
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87県営住宅幸町団地16棟302号
債務者　松井　和美（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
千葉県山武市松ヶ谷ロ3251番地９
債務者　岩城　美保
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第４５０号
大津市皇子が丘３丁目９番11号　ヴィラ茶ヶ崎303、前住所大津市桜野町２丁目８番３号中村マンション203
債務者　後藤　布江
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１０６号
広島県安芸郡海田町つくも町４番３―102号、住民票上の住所広島県呉市音戸町波多見５丁目３番４号
債務者　空間　和博
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９５６号
仙台市若林区藤塚字牛道下49番地の１
債務者　高橋　明夫（旧姓庄司）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９８４号
仙台市若林区三百人町136番地　イーストパーク300―202
債務者　佐々木貞子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９９５号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜１丁目８番９―102号
債務者　村上　広幸
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０００号
仙台市太白区大野田字袋東48番地の１
債務者　舘　　秀夫
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１００１号
仙台市太白区大野田字袋東48番地の１
債務者　舘　ひろみ（旧姓丹野）
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６７号
仙台市青葉区中山吉成３丁目２番28号
債務者　鈴木　貴弘
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５９号
神戸市須磨区車字古川1333番地の１グレーシィ須磨弐番館816号
債務者　柴田　憲子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８２号
神戸市垂水区舞子台８丁目14番13―504号、従前の住所兵庫県西宮市上大市１丁目９番７―202号
債務者　中井　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９９３号
神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地　イーストコート９番街１―202号
債務者　近藤　昌信
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部